

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23号第5項の規定により、当社における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社 T D C スタッフینگ
事業所の所在地	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目287番地 大宮西口大栄ビル6階

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（令和 8 年 6 月 1 日付）	2	（人）
雇用安定措置を講じた人数（令和7年5月1日～令和8年4月30日）	0	（人）

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	4	（件）
----------------------	---	-----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）①	15,524	（円）
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）②	11,057	（円）
マージン率（＝（①－②）÷①）	28.8	（％）

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施 期間	実施 主体	賃金支給の 有無	労働者の 費用負担の 有無
新規採用者訓練	雇入時	OJT・OFF-JT	0.08日	派遣先	有	無
業務研修	派遣中	OFF-JT	0.16日	派遣元		
情報セキュリティ研修		OJT	0.08日			
現場リーダー研修	入社4年目以降	OJT・OFF-JT	0.25日			

キャリアコンサルティング相談窓口：安川郁子（048-658-1110）

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

年次有給休暇、社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険 育児休業制度、育児短時間勤務制度、子の看護休暇、介護休業制度、介護休暇 定期健康診断

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か	： 締結済
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	： 全派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	： 令和9年3月31日